

# ○大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、予算の範囲内において交付する大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金（以下「補助金」という。）に関し、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施要綱別記1第5-1の1に定める要件を満たす者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団と密接な関係を有しない者であること。

（交付対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、実施要綱別記1第5-1の2に規定するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、交付対象事業に係る経費の4分の3以内（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切り捨て）とし、750万円（大府市新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）補助金交付要綱（以下「経営開始資金補助金交付要綱」という。）に定める経営開始資金の交付対象者の場合は375万円）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合の補助金の額は、夫婦合わせて前項の額に100分の150を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に実施要綱別記1第5-1の1（6）に規定する目標地図に位置づけられた者等となること。

（経営発展支援事業計画等の承認申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、経営発展支援事業計画等承認申請書（第1号様式）及び青年等就農計画（本市にて認定を受けた青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）に経営発展支援事業申請追加資料（第2号様式）を添付した

もの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、市に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、愛知県知多農林水産事務所及び第12条第1項に規定するサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

（経営発展支援事業計画等の承認）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、経営発展支援事業計画等の内容について審査し、実施要綱別記1第9の2（3）に規定する県に承認を受けた市町村経営発展支援事業計画に基づくものについて承認し、経営発展支援事業計画等承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（経営発展支援事業計画等の変更申請）

第7条 前条の規定による承認を受けた交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長に計画の変更を申請しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（交付申請）

第8条 補助金の交付申請をしようとする者は、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金交付申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（着工）

第10条 交付対象事業の着工は、原則として前条の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する必要がある場合、交付対象者は交付決定前着工届（第6号様式）を市長に提出した上で、交付決定前に着工することができる。

- 2 前項ただし書の規定により着工する場合においては、交付対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 3 交付対象者は、交付対象事業に着工した場合には、速やかに着工届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。ただし、第1項の交付決定前着工届を提出している場合は、この限りではない。

（竣工）

第11条 交付対象者は、交付対象事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（第8号様式）により市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第12条 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）実績報告兼補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付対象者から実績報告等の提出があった場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査を行った上で補助金の交付額を確定し、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）補助金交付額確定通知書（第10号様式）により事業実施者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大府市新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(就農状況報告等)

第15条 交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（前条の規定に基づく実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、経営開始資金補助金交付要綱第11条第2項の住所等変更届を提出している場合は、住所等変更届を提出したものとみなすことができる。

3 交付対象者は、第10条の規定に基づく実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(サポート体制の整備)

第16条 市長は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、愛知県知多農林水産事務所、大府市農業委員会、あいち知多農業協同組合、金融機関等の関係機関に所属する者で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、前項のサポート体制の中から交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を決定し、交付対象者の各課題の相談先を明確にするものとする。

3 サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画することとし、当該農業者は、交付対象者の相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

(就農状況の確認)

第17条 市長は、第15条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、サポートチームと協力し、実施状況を確認し、必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（第15号様式）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、事業実施の翌年度から2年間、必ず年1回は、交付対象者への面談、ほ場確認又は書類確認の方法により、前項の就農状況確認チェックリストを用

いて交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導をするものとする。

4 経営開始資金補助金交付要綱第13条の規定による確認を行った場合は、第1項及び第3項の規定による確認を行ったものとみなすことができる。

(整備した機械・施設等の管理運営等)

第18条 交付対象者は、整備した機械・施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

2 整備した機械・施設等は、次のとおり管理しなければならない。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号に定める耐用年数に準じて処分制限期間を設定すること。

(2) 財産管理台帳を備え置くこと。

(3) 管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存すること。

(4) 前号で作成した管理運営日誌、利用簿等を必ず年1回は、市長に提出すること。

(財産処分)

第19条 交付対象者は、前条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

(災害の報告)

第20条 交付対象者は、整備した機械・施設等について、第14条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに災害報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(増築等に伴う手続)

第21条 交付対象者は、整備した機械・施設等について、第18条第2項第1号の規定により定めた処分制限期間内に移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行うときは、あらかじめ増築等報告書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第22条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 実施要綱又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 経営発展支援事業計画等に従った取組を行わないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請に係る補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。